

ナショナルチーム選手、ジュニア育成選手及び日本代表選手等の行動規範
(2018年2月17日制定)

公益社団法人日本ライフル射撃協会のナショナルチーム選手、ジュニア育成選手、日本代表選手及びそのスタッフは、一人ひとりが本協会を代表する競技者等であり、規律ある行動をとる責務を負っている。本協会は、競技者等がスポーツの公正の精神とマナーを尊び、ライフル射撃スポーツの品位を保ち、競技力の向上と普及、発展を図るとともに社会的信頼を確保することを目的に遵守すべき基本的な行動基準として本規範を制定する。

<行動規範>

1. 法令及び諸規則等の遵守

法令、諸規則、本協会定款及び倫理規定を遵守するとともに、社会通念上の一般良識と社会規範から逸脱することのないよう行動すること。

2. 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体的特徴、経済的事実又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

3. ハラスメントの禁止

あらゆる場面において、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等の各種ハラスメント行為については、行ってはならない。第三者への思いやりと配慮を持って行動すること。

4. 社会への貢献

日常より社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通して明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

5. ドーピングの禁止

アンチ・ドーピングの理念を理解し、本会ドーピング防止規程及びISSFアンチドーピングレギュレーションを遵守しなければならない。

6. 違法薬物の使用禁止

違法薬物については、一切使用しないこと。

7. 喫煙及び飲酒の禁止

未成年者は、喫煙及び飲酒をしてはならない。ナショナルチーム及び日本代表選手としての強化合宿や国内外競技会での活動期間中は、20歳以上であっても喫煙は禁止する。

8. 名誉棄損行為等の禁止

第三者の名誉を害し、または信用を損なうような行動、発言をしないこと。

9. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力との一切の関係を断つてはいけない。

10. マスメディア取材の対応

メディア対応については、自身の発言が及ぼす影響の大きさを自覚し、冷静かつ丁寧な対応に努めるとともに、対応について日ラ協会への報告義務を有する。

11. ソーシャルメディア

ブログ、ツイッター、フェイスブックその他のソーシャルメディアを利用する場合は、第三者への権利損害、誹謗中傷をしてはならない。

12. 礼儀と規律

日本代表として、ルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、社会の模範となるよう自覚と責任を持つこと。チーム内においては、お互いを尊重し、秩序を維持するとともに、相手チーム、役員及び大会関係者には敬意をもって接すること。

13. 服装

公式行事、競技会に参加する際は、指定された服装等を身に着けるとともに、日本代表にふさわしい清潔感があり好感のもてる服装を基本とし、品位を損なう過度な身体装飾（刺青等）は禁止する。

14. 選手強化委員会等の指示の遵守

選手は、本協会からの依頼に協力するとともに、ナショナルチームの活動に参加することについて、全て優先しなければならない。

選手は、選手強化委員会及び日本代表チーム監督の指示事項を遵守しなければならない。

行動規範に違反した選手等については、当該委員会の審議に基づき、理事会の決議を経て公正かつ適正に処分する。

15. その他 日本代表として、世界各国、地域との友好と親善に寄与すること。

以上

ナショナルチーム選手、ジュニア育成選手及び日本代表選手等の行動規範

(2018年2月17日制定) -2